

第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年8月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和6年8月22日(木) 午後2時00分～午後2時44分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(19人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、2番 仲澤 清一、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、17番 橋本 幸雄、18番 大野 悟、19番 大野 寛文</p> <p>4. 欠席委員(0人)</p> <p>5. 出席推進委員(2人) 3番 檜山 正人、12番 仁野平 正義</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第273号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p>	
<p>事務局長(森林)</p>	<p>ただいまから令和6年第7回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(興野)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(森林)</p>	
<p>事務局長(森林)</p>	<p>出席委員は、19名中19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。</p>
<p>会長(興野)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)</p>
<p>事務局長(森林)</p>	<p>議事日程の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長(森林)</p>	<p>< 議事日程の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>経過報告をお願いします。</p>

事務局長（森林）	＜ 経過報告を朗読 ＞
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
議長	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、議事録署名人は 7番 荒井 喜代子 委員、8番 黒須 明 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	＜ 議案第1号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、13番 滝 薫 委員。整理番号2番から3番、19番 大野 覚文 委員。
13番 滝 薫 委員	8月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、フォークリフト1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田78a、計78a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
19番 大野 覚文 委員	8月11日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約5m。自宅の斜め前。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田95a、畑9a、計104a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺

<p>(19番 大野 覚文 委員)</p>	<p>農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>8月11日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、イチゴ。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田152a、畑5a、計157a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p> <p>< 意見なし ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>3番 中村 東 委員</p>	<p>整理番号2番について、渡人と受人の関係は第3者で、贈与による所有権移転ということですが、これは前から作っていた関係か、親戚関係か、なのでしょうか。</p>
<p>19番 大野 覚文 委員</p>	<p>元々●●●さんが水稻を作っていたそうです。</p> <p>< 他に質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

(議長)	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (中山)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、13番 滝 薫 委員。整理番号2番、11番 檜山 徳夫 委員。整理番号3番、9番 奥畑 智子 委員。
13番 滝 薫 委員	<p>8月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が墓地、西が宅地、南が宅地、北が山林・墓地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、973㎡、うち386㎡は地目 山林。転用面積、587㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル160枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力50kW、最大出力88kW、年間発電量約9万2千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和6年12月25日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年5月22日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
11番 檜山 徳夫 委員	<p>8月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が道を挟んで宅地・畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,109.56㎡、うちフェンス内約952㎡、うち4.56㎡は地目 雑種地。転用面積、1,105㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12年で黒字見込む。売電単価、税抜12.0円。</p>

<p>(11番 檜山 徳夫 委員)</p>	<p>フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル178枚、寸法2,382mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力109.47kW、年間発電量約10万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年10月1日から令和7年1月30日まで。その他他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年7月31日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>9番 奥畑 智子 委員</p>	<p>8月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が宅地・畑、南が道を挟んで山林・畑、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、一時転用 許可日から3箇月間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し電気通信施工業を行っているが、今回、申請地に既設の携帯電話無線基地局の増設工事を行うにあたり、工事車両用の進入路及び仮設用地が必要となり適当な土地を探し求めたところ、工事現場に隣接する申請地を借用することできることになり、申請に至った。転用面積、287.08㎡。転用目的、工事用の進入路及び仮設用地。仕様、敷鉄板(1,524mm×3,048mm×22mm)57枚を敷設し土地を保護する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、鉄板等の設置物を撤去し農地へ復旧する。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から3箇月間。その他他法令等との関係等、申請地の一部が埋蔵文化財包蔵地に該当するが、届出は必要なしと確認済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>3番 檜山 正人 推進委員</p>	<p>太陽光発電の案件が2件ありますが、整理番号2番、資料34ページのように、撤去・処分概算費の表示があると、事業終了後に放置されるのではないかと不安を持っている方にも心配ないとわかるので、事業終了後も責任を持つことが表示されるとよりいいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当(代理) 18番 大野 悟 委員、何</p>

(議長)	かありますか。
18番 大野 悟 委員	特にありません。
議長	●●●地区担当 12番 田澤 稔 委員、何かありますか。
12番 田澤 稔 委員	整理番号2番の周囲の状況についてですが、北側の道路は高台から降りてくる道路で、この圃場から見ると背中に高い壁を背負っているような状況で、東側の道路は端からなだらかなスロープになる状況なので、東側、北側については太陽光パネルの悪影響はないと考えられます。西側、南側は畑ですが、ほとんど作付けされていない状況なので、周囲に悪影響を及ぼすことは想像できないと思います。
議長	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(中山)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、18番 大野 悟 委員。
18番 大野 悟 委員	8月17日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和46年3月相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成5年頃から高齢のため不耕作となり、竹木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の

(18番 大野 悟 委員)	中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第273号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第273号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第273号）については、新規1件です。利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者1名です。利用権の設定面積は、1,888㎡です。令和6年度累計は、110,243㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年8月30日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第273号）の承認について」 は、計画のとおり承認することにいたしますが、ご異議ございませんか。
議長	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第273号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

（ 午後 2時 44分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月22日

議 長

7 番

8 番